

第 23 期 第 6 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 6 回定例農業委員会総会議事録

平成 29 年 12 月 21 日（木）午後 2 時 00 分から、伊予市役所において第 6 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	19 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		係長

欠席者	農業委員	0 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 14 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	4 件
議案第 15 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 16 号	伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	2 件
第 3 報告第 12 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	1 件
報告第 13 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	1 件
報告第 14 号	農地法 18 条の規定に基づく解約通知について	4 件
報告第 15 号	相続税の納税猶予に関する継続届について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成29年度第6回12月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号14番 ○○ ○○ 、15番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1について事務局説明をお願いします。

1番

譲渡人	中山町出渕	○○ ○○
譲受人	松山市	○○ ○○
申請地	中山町出渕	畑
譲受人の耕作面積	○○m ²	
申請理由	（譲渡人）労力不足 （譲受人）増反による	
権利の種類等	売買による所有権移転	
譲受人の作付作物	果樹、野菜、花（申請地では、引き続き栗を栽培予定。）	
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター等	
労働力	常時3人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし	

なお、農地法第3条第2項各号に農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人の〇〇さんは高齢であり後継者もないことから所有権移転されるようです。
譲受人の〇〇さんは〇〇歳と若く、松山市から通勤農業をされています。主にキウイフルーツ、米を栽培されており中山で積極的に農業経営をされています。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局より説明をお願いします

事務局

2番

譲渡人 下吾川 〇〇 〇〇

譲受人 大平 〇〇 〇〇

申請地 下吾川 字柳 田

譲受人の耕作面積 〇〇㎡

申請理由 (譲渡人) 労力不足

(譲受人) 増反による

権利の種類等	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	果樹・野菜（申請地では、紅マドンナを栽培予定）
主な農機具の保有状況	農作業用自動車等
労働力	常時4人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局

番号2と番号3は譲受人が同じ方であるため、続けて説明させていただきます。

事務局

3番

譲渡人	上吾川	〇〇	〇〇
譲受人	大平	〇〇	〇〇
申請地	下吾川	字柳	田
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	（譲渡人）	労力不足	
	（譲受人）	増反による	

権利の種類等	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	果樹・野菜（申請地では、紅マドンナを栽培予定）
主な農機具の保有状況	農作業用自動車等
労働力	常時4人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号2、3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

番号2、3の譲渡人、〇〇さんと〇〇さんの農地は隣接しており、お二方ともに高齢になられて耕作が難しくなったため、今回売買による所有権移転の申請をされました。場所は〇〇の近くです。譲受人の〇〇さんは大平で果樹を栽培されており、熱心に農業をされていますので問題ないと思います。

議長

番号 2、3 つきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 2、3 つきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 2、3 つきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号 4 つきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

4 番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	市場	〇〇	〇〇
申請地	稲荷 字地中 田 外 2 筆		
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人) 耕作不便 (譲受人) 増反による		
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・果樹 (申請地では、引き続きビワを栽培予定)		
主な農機具の保有状況	トラクター、コンバイン等		
労働力	常時 2 人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号 4 つきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

所有者の〇〇さんは松山市の方でなんとか草刈等の管理をして、ビワを収穫されていきました。譲受人の〇〇さんは市場の方で引き続き果樹を作りたいとのことでした。〇〇さんには息子さんがいらっしゃいます。息子さんは松山に住んでいますが一緒に農業をされるようです。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第15号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の申請がありました。

1番

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

譲渡人 東京都世田谷区 ○○ ○○

譲受人 湊町 ○○ ○○

申請地 上吾川 字宮之前 田

転用目的 露天駐車場及び露天資材置場

権利の種類等 所有権移転

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

譲受人は伊予市○○において、上下水道工事や冷暖房工事、空調工事や衛生工事など、設備工事を中心として事業を行っています。近年の工事受注件数の増加に伴い、資材の在庫数の更なる確保が必要となっており、既存の資材置場及び駐車場だけでは従業員の車両及び工事車両の配置を考慮すると資材置場がまかなえないため、作業効率に支障をきたしております。業務の効率化を図るため、既存事業場から2km以内で適地を探していたところ申請地の話しがまとまり、転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、上吾川○○集落の西側に位置し、道路交通の安全確保の観点から部材運搬用車両等を申請地内で、転回駐車させる必要性が求められることを踏まえ必要面積を検討したものであり、資材置場及び露天駐車場の規模の妥当性は適当であると認められます。また申請地は、農地と住宅が混在した、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地に判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。

議長

議案 15 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人の〇〇さんは東京にお住まいです。お子さんが 3 人いらっしゃいますが、全員が県外に住まわれており農地の管理ができないとのこと。また、隣に住んでいたご身内の方が今年の春に亡くなられたため更に農地の管理が難しくなりました。譲受人の〇〇さんは設備工事の事業を行っており、それに伴う既存の資材置場が手狭になり、新しい土地を探していたそうです。今回の申請により、申請地が管理されるようになれば隣接する農地への悪影響は無いかと思います。

議長

議案 15 号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案 15 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案 15 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、 3 ページをお開きください。

■議案第 16 号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号 1 について事務局説明をお願いします。

事務局

今回 2 件の申請がありました。

1 番

申請地説明図の(5)～(8)が関係資料となっています。

申出人 下三谷 〇〇 〇〇

土地所有者	下三谷	〇〇	〇〇
申出地	宮下字松ノ下	田	
転用目的	農家住宅		

申請地説明図の(5)～(8)が関係資料となっています。

申出人は、現在兄の農業を手伝いながら妻、子供〇人の家族〇人で借家住まいをしています。子供の成長に伴い現在の住居では手狭であること、また両親から相続した農地を管理していくために農家住宅を建築することとなり農振除外の申請に至ったものがあります。

申出地は、宮下の〇〇集落西側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

申出人はもともと宮下の方です。ご両親がお亡くなりになられたことで農地を相続され、今回の申請に至りました。申請地説明図の下部に白く見えているところがありますが当時は養鶏場がありましたが現在は団地になっています。特に問題はないと思います。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

委員

農家住宅ということですが、申出人は農業をされるということですか。また、申請人の農作業従事日数、申出人の耕作面積が1000㎡以上あるかどうかは確認していますか。上吾川にも農地があると伺っておりますが。

事務局

農作業従事日数は農作業日誌等をもとに確認しております。耕作面積は 1000 m²以上でございます。申出人はご両親の農地を相続され名義を全てご本人に変更済みです。上吾川にも母親から相続した農地があります。現場確認を行いました、そちらを含めて農地は管理されていました。

議長

番号 1 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 1 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号 2 につきまして事務局の説明をお願いいたします。

2 番

申出人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町中山	〇〇	〇〇
申出地	中山町中山	畑	
転用目的	送電線鉄塔		

申請地説明図の(9)～(12)が関係資料となっています。

申請人は老朽化による既存鉄塔の建て替えが必要になり、農地法施行規則第 53 条第 11 号の規定により電気事業者の送電用電気工作物等の敷地に供する場合は転用許可不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

申出地は、中山町〇〇集落の北側の山間部に位置し、10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地と判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

番号 2 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇の方と現地確認に行って参りました。申請地の横にある鉄塔は約 40 年前に建てられたそうです。既存の鉄塔は高さが低く線の下にある周辺の山林のスギやヒノキの伐

採作業が頻繁に必要になっています。今回の申請により既存の鉄塔のすぐ横に高さ 45 m～62.7mの鉄塔を建て、設備の保全を図っていきたいとのことでした。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

委員

売買か貸借かどちらになりますか。

事務局

買収になります。

議長

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■報告第12号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第12号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

今回1件の届出がありました。

申請人	下吾川	〇〇	〇〇
土地所有者	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字柳 田		
転用目的	農業用道路		

コンバイン等の機械を届出地より奥の農地へ運ぶ通路として届出地の隣にある農道を広げるために届出がありました。

議長

報告第12号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして5ページをお開きください。

■報告第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第13号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字宮田	畑	
転用目的	排水用地		
権利の種類等	所有権 移転		

雨水排水用地として雨水管に接続して放流するために所有権移転があり届出がありました。

議長

報告第13号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして6ページをお開きください。

■報告第14号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第14号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回4件の届出がありました。

1番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川 字柳 田		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法第3条 使用貸借権設定		

2番

貸出人	下吾川	〇〇	〇〇
借受人	市場	〇〇	〇〇
届出地	下吾川 字柳 田 外2筆		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃貸借権設定		

3番

貸出人	森	〇〇	〇〇
借受人	森	〇〇	〇〇
届出地	森 字上新田 田		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法第3条 賃貸借権設定		

4番

貸出人	松山市	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川 字市之坪 田		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法第3条 賃貸借権設定		

議長

報告第14号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして7ページをお開きください。

■報告第15号 相続税の納税猶予に関する継続届について

議長

相続税の納税猶予に関する継続届について、租税特別措置法第70条の6の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

被相続人 下三谷 ○○ ○○

相続人 下三谷 ○○ ○○

届出地 下三谷 字町長 田 外2筆

相続開始 平成○年○月○日

相続人が相続税の納税猶予申告書を税務署長に提出して以来、

相続人は、申告期限から3年目毎に

「引続き農業経営を行っている旨の証明書」等について

税務署長に提出することになっております。

このたび、相続人より「引続き農業経営を行っている旨の証明書」

及び「引続き特定貸付けを行っている旨の証明書」の交付を求められました。

届出地の利用状況について確認した結果、

農地として適正に利用されていることが確認できましたので、

伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第1号）

第2条第1項第2号の規定による会長専決により、

平成○年○月○日に証明書を交付したものです。

議長

報告第15号についてご意見、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

農業委員会だよりについて
プロジェクターの使用について
事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成29年1月30日（火） 農業振興センター 第2会議室
を開催予定としております。

以上で、第6回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度第6回12月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

（午後 2 時 35 分 閉会）